

富山県放射線技師会 女性技師の会 会則

(名称)

- 第1条 1 本会は富山県放射線技師会 女性技師の会（以下本会）と称する。
2 事務局は、本会の代表世話人が定めた施設に置く。

(目的)

- 第2条 本会の目的は、女性技師相互の親睦を図り、健康衛生及放射線に関する知識の情報交換を行い、技術・知識の向上を目指し、女性ならではの感性と視点から富山県放射線技師会への事業提案やその活動を通して、広く〈地域の〉医学及び医療の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の掲げる目的達成するために、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催を通してのネットワーク作り。(名簿作成など)
 - (2) 研修会、講演会等の開催。
 - (3) 技師会事業への提案、提言。
 - (4) その他本会の目的達成のために必要なこと。

(入会)

- 第4条 本会の入会は、富山県放射線技師会員の女性会員であればだれでも入会できる。入会希望者は、代表世話人にその旨を連絡する。

(退会)

- 第5条 会員は、退会しようとする時は、その旨を代表世話人に申しでること。

(会議)

- 第6条 本会の会議は次の通りである。
- (1) 総会（懇親会：年1回開催する。）
 - (2) 本会の円滑な運営を図るための世話人会

(世話人)

- 第7条 本会に次の世話人を置く。
- (1) 代表世話人 1名（技師会の女性理事から選出を第一とする。）
 - (2) 世話人 10名程度（代表世話人が指名する。）
 - (3) 監事 若干名（技師会理事より選出する。）

(その他)

- 第8条 本会は女性技師が病気、出産、育児休暇、その他の理由により、長期休業の後、職場復帰する際に、適切な研修や実習を行い、スムーズに職場復帰できるよう手助けすることができる。